

成年後見開始の審判を受けていない者への民法158条1項の類推適用による時効の停止（完成猶予）について

弁護士 加守田 枝里

第1 はじめに

民法158条1項は、「時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。」と規定する。最判平成26年3月14日判タ1402号57頁(以下「平成26年判決」という。)は、成年後見開始の審判を受けていない者に同項の類推適用を認めた。以下、同項の類推適用について検討する。

なお、改正民法においては、中断及び停止の概念を廃止し、代わりに時効の「更新」と「完成猶予」という概念を用いているが、本稿では、現行民法に従い「停止」という概念を用いる。

第2 平成26年判決

1 事案

亡Aの妻であるXが、Aが遺産のすべてを長男Yに相続させる旨の遺言をしたことにより遺留分が侵害されたと主張して、Yに対し、遺留分減殺を原因として、不動産の所有権及び共有持分の各一部移転登記手続等を求めた事案であり、Xの遺留分減殺請求権が時効によって消滅したか否かが争われた。Xは、時効の期間の満了後に後見開始の審判を受けたところ、民法158条1項が類推適用されるか否かが争点となった。

2 問題の所在

民法158条1項に定める「成年被後見人」とは、「後見開始の審判を受けた者」であるから(民法8条)、後見開始の審判を受けていない者は、文理上、同項の要件を満たさない。もっとも、民法158条を含む時効の停止の規定は、権利行使を困難又は不可能ならしめる一定の事実の存在による時効期間の進行の休止をいう¹。後見開始の審判を受けているか否かにかかわらず、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者は、自ら権利を行使するこ

とが困難であるため、民法158条1項により保護されるべきではないかが問題となる。

3 最高裁の判断

まず、民法158条1項の趣旨について、成年被後見人等は、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないため、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるから、これを保護するところにあるとした。そして、同項において時効の停止が認められる者として成年被後見人等のみが掲げられていることにより、時効を援用しようとする者の予見可能性にも配慮している旨指摘している。

次に、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、後見開始の審判を受けていない者については、民法158条1項の成年被後見人に該当しないとしつつ、「法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要性がある」とし、そのような者につき「その後に後見開始の審判がされた場合において、民法158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得るところであり、申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地がある」とした。

その上で、「時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しないと解するのが相当である」とした。

4 差戻審

最高裁は、Xが時効期間満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったか否かの審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

差戻審である東京高判平成26年12月10日ウエストロージャパン登載は、Xについて、MMSテストを根拠とした高度の認知症があるとの医師の診断、改訂長谷川式簡易知能評価スケールの検査の結果、VSRADの検査によるアルツハイマー型老年痴呆との診断等に照らし、MMSテストの診断を受けた時点、あるいは、遅くともXの遺留分減殺請求権の消

滅時効期間の最終日において、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったと認定し、民法158条1項の類推適用を認めた。

第3 平成26年判決までの裁判例

1 名古屋高判平成24年4月20日LEX/DB登載

控訴人が、被控訴人に対し、消滅時効が完成したとして支給されなかった障害基礎年金及び遅延損害金の支払いを求めた事案について、控訴人の統合失調症の発症及びその後の病状の経過にかんがみると、控訴人は、本件不支給部分にかかる消滅時効期間の経過が最初に到来する頃には、すでに精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか、又はそれに近い状況にあったことが推認され、そのような常況のもとで、控訴人において時効の完成を認めることは、控訴人に著しく酷であるとし、同項を類推適用するとした。

2 福岡地判平成24年9月28日自保ジャーナル1888号1頁

交通事故の被害者である原告が、被告らに対し損害賠償等を請求した事案について、原告の症状固定日から本件訴えの提起日(平成21年5月22日)まで3年以上が経過しているが、本件事故後後見開始の審判(平成20年12月11日)までの間に原告の症状が特段悪化したことをうかがわせる状態にないことからすると、原告は成人に達した日以降、上記の症状固定日を起算点とする時効の期間の満了前6か月以内において、既に法律行為をする能力を欠く常況にありながら、法定代理人を欠いていたということができるとし、民法158条の法意に照らし、原告の本件交通事故による損害賠償請求権について消滅時効は完成していないとした。

3 最判平成10年6月12日判タ980号85頁

除斥期間についての判例である。いわゆる予防接種禍訴訟において、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合について、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当であるとし、損害賠償請求権の消滅を否定した。

第4 学説

学説上は、民法158条1項の類推適用に肯定的な見解が多くみられる。例えば、事理弁識能力を欠いている以上、時効完成による取引の安全を凌駕する事由の存在と時効援用権者の予見可能性の有無に配慮して問題を柔軟に処理すべきとする見解²、時効を援用しようとする者の予見可能性等の利益がある程度損なわれるとしても同項の類推適用を認めざるを得ない場合があるとする見解³、時効期間満了前の申立てを要求している点から平成26年判決を支持できるとする見解⁴などがある。

対して、意思無能力者であることは外部から客観的に明らかでないことから、同項の援用は予定されていないとする見解もある⁵。

第5 検討

平成26年判決は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の保護、及び時効援用権者の予見可能性の両方の要請について調和を図った妥当な判断である。そして、「少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは」とされていることから、この場合に限るものではなく、その他の場合についても、民法158条1項の類推適用の余地があることを示している。

本件の場合他に、同項の類推適用が認められうる場合として、例えば、時効を援用しようとする者が本人の事理弁識能力を欠く常況の原因を作出した場合⁶、時効を援用しようとする者が妨害したことにより後見開始の申立てが時効の期間の満了時まで遅れてしまった場合⁷などが挙げられる。時効の存在理由の中心的なものが立証困難の救済であることや、遺留分減殺請求権が短い期間で消滅時効にかかることとされている根拠が法律関係の早期安定⁸とされていることを考慮しても、これらの場合に同項の類推適用を認めることによって、時効を援用しようとする者の利益を害するとは言えないと考える。そして、これら以外の場合についても、申立てがされた時期や状況等から両者の要請を調整の上、同項の類推適用が認められる余地はあると考える。

第6 おわりに

平成26年判決は、民法158条1項の類推適用について初めて直接判断したものである。当該判例は、他の場合にも同項が類推適用される余地を認めていることから、今後の裁判例の動向に注目したい。

※ OIKE LIBRARY No.46掲載記事「不動産に対する商事留置権について」の補足

当該記事において、不動産に対する商事留置権の成否について記載したが、その後、最高裁判決が出されたため、補足する。

最高裁平成29年12月14日判決LEX/DB登載は、上告人が被上告人に対し、所有権に基づく土地の明渡し等を求めたのに対し、被上告人が、当該土地について、運送委託料債権を被担保債権とする商事留置権が成立すると主張して争った事案について、次のように判断した。

すなわち、民法が留置権の目的物を「物」と定め(295条1項)、不動産をその目的物から除外していないこと、商法521条が同条の留置権の目的物を「物又は有価証券」と定め、不動産をその目的物から除外することをうかがわせる文言がないこと、不動産を対象とする商人間の取引が広く行われている実情からすると、不動産が商法521条の留置権の目的物となり得ると解することは同条の趣旨にかなうことなどを述べ、「不動産は、商法521条が商人間の留置権の目的物として定める「物」に当たると解するのが相当」とした。

- 1 川島武宜編『注釈民法(5) 総則(5)』(有斐閣、昭和58年)136頁
- 2 河上正二「判研」ジュリスト1479号70頁
- 3 草野元己「判研」判時2250号124頁
- 4 大久保邦彦「判研」法教413号別冊付録17頁
- 5 内田博久「批判」法律のひろば52巻9号61頁
- 6 関口剛弘「判研」法律のひろば68巻3号63頁
- 7 「判研」判タ1402号59頁
- 8 草野・前掲注3 121頁以下